



元気な組合、明るい大学

2019年 9月 2日 佐賀大学教職員組合
電話0952-22-9281 / 内線2916 / FAX0952-22-9286
E-mail LDP03673@nifty.ne.jp
Homepage <http://union-saga-u.my.coocan.jp>

2019

組合ニュース No.3

このたびの九州北部地方を中心とした大雨による被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

教職員共済が加入されている皆さまへ大学事業所のHPより紹介します。

教職員共済の各共済をご契約の方で、このたびの大雨により「お体のけが」「建物への被害」を受けられた方は、下記までご連絡ください。

共済金ご請求専用フリーダイヤル [0120-065411](tel:0120-065411)

(受付時間: 平日午前9時～午後5時30分)

共済金のお支払について

次の各共済をご契約されている方はお支払いの対象となります。

ただし、ご契約内容や被害の状況により共済金をお支払いできない場合がございます。詳しくはお問い合わせください。

「建物に被害」を受けられた場合: 総合共済 火災共済・自然災害共済

「車両に被害」を受けられた場合: 車両共済(保険)

※車両の被害に関しては[0120-492509](tel:0120-492509)(携帯・PHS可)にご連絡ください。

「けがで入院・休業・通院」等された場合

総合共済: 30日以上連続した入院・休業の場合、業務中、通勤途中のけがが原因で事故の日から30日以内に通算して4日以上入・通院した場合

医療共済: 1泊2日以上 of 継続した入院の場合

レスキュースリー(交通災害共済): けがで入院・通院した場合、一般傷害で補償

<全国大学高専教職員組合(全大教)は、8月22日に次の声明を発表しましたので紹介します。>

(声明)『骨太方針2019』に明記された 国立大学法人での学長選挙廃止の方針に強く反対します

2019年8月22日

全国大学高専教職員組合中央執行委員会

政府は6月21日、いわゆる『骨太方針2019』(『経済財政運営と改革の基本方針2019』。以後、「骨太方針」と言う。)を閣議決定しました。その中で、高等教育政策について言及し、今後の方針をしめしている箇所があり、その内容が今後の日本の大学・高等教育に甚大な悪影響を及ぼすものであることから、ここに問題点を指摘し強い反対の意思を表明します。

骨太方針の70ページには、次のように記されています。

「国は、各大学が学長、学部長等を必要な資質能力に関する客観基準により、法律に則り意向投票によることなく選考の上、自らの裁量による経営を可能とするため、授業料、学生定員等の弾力化等、新たな自主財源確保を可能とするなどの各種制度整備を早急に行う」

ここに書かれている意向投票とは、大学の構成員の意向を調査し、それを参考にしつつ学長を選考するために行われる投票のことで、いわゆる学長選挙です。大学において、選挙結果にもとづき学長選考を行う、あるいは少なくともその参考にすること、ことが従来行われてきました。これは、大学が時の権力の支配・介入を受けることなく、自治的に組織運営を行うため、その制度的根幹として必要であったからです。現在すでに、国立大学法人法の下で、学長選挙が廃止され、あるいは実施されても学長選考会議がその結果を反映せず学長を選考する事態が進行しています。このようにして選考された学長が、教職員の支持の基盤を持たないがために、教職員の声に耳を傾けることなく、専横的な大学運営を行う事例が増えています。例えば多くの大学で近年行われている学部改組は、学長や大学執行部のトップダウンで進められ、現場の教員どころか学部長など部局の執行部の意見も反映されない状況があります。その結果、教育研究現場の混乱や教職員の反発を招く事態が生じ、構成員の無用な意見対立を助長している事例を全大教では複数把握しています。構成員の選挙を通じて学長を選考するというのは「知の共同体」である大学のガバナンスの原則として世界の多くの大学で尊重されている原則です。

大学のガバナンスを営利追求の株式会社のガバナンスと同一視することは出来ません。実際、大学の構成員の意向を正しく汲めていないことが、大学が機能不全、不健全な状況に陥る原因となっています。学長は学内構成員の幅広い支持の上にこそ、権威が発生し、大学を健全に運営し発展させることができるのであり、その基盤が学長選挙です。

2014年の国立大学法人法改正にあたっては、学長選考については、学長選考会議が自律的に選考することという、法人化以降の原理は貫かれています。そして、同法・同法施行規則一部改正の施行通知でも、「いわゆる意向投票を行うことは禁止されるものではない」ことが明示されています。これは、国会審議を通じ、国立大学法人法改正が大学自治への介入になるのではないかという質疑の中で繰り返し行われた答弁を反映してのものであり、非常に重いものです。

2019年5月に国立大学法人法が改正され、一法人複数大学を採る法人に加えて一法人一大学であっても「理事長(仮称)」と「学長(この場合の正式名称は大学総括理事)」を分離することができる制度になっています。骨太方針文中の「学長」が法人内のいずれの役職をしめすものか不明確であり、理事長・学長もろとも、意向投票を行わず選考すべきだという政策の方向性であれば、いっそう問題の大きいものです。

さらに骨太方針には、「国は国立大学との自律的契約関係を再定義し、真の自律的経営に相応しい法的枠組みの再検討を行う」という記述があり、これは国立大学法人制度の総括も行わないまま、なし崩し的に制度見直しを始めようとする姿勢をしめしたものであり、これも大きな問題です。

これら学長選挙廃止や国立大学法人制度の性急な制度変更の考えに強く反対し、これらのすみやかな撤回を求めます。

佐賀大学教職員組合定期総会へのご協力をいただき、ありがとうございました。

8月9日(金)に佐賀大学教職員組合第69回定期総会が開催されました。70名ほどの組合員にご参加いただき、盛会に終了致しました。

今回は、試験の予備日だったこともあり、恒例の抽選会は、時間の都合で組合の執行部に任せられ、後ほどの厳正な抽選のもと、ホテルの食事券が、4名に、クオカードが10名に、アイスクリーム券が10名に当たりました。この定期総会へご協力をいただいたすべてのみなさまへ御礼申し上げます。

9月の無料法律相談日

9月11日(水)昼休みに開催しますのでご希望の方は予約をお願いします。

組合員の皆さんへ人事院勧告の新聞を資料としてお届けしました。

国立大学の教職員は、公務員ではありませんが、待遇は人事院勧告に連動しておりますので、組合員の皆さんへ資料としてお届けしました。今年は、一時金の改善や住居手当のみなおしなどが勧告されています。

国立大学では、団体交渉の項目となっております。

